

大分県医療療養病床転換助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）附則第4条の規定に基づき、大分県における医療の効率的な提供を推進し、もって、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るため、県の区域内にある保険医療機関（医療法人その他の厚生労働省令で定める者が開設するものに限る。）の開設者が行う病床の転換に要する費用に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象施設、経費及び補助率等)

第2条 この補助金の交付の対象となる施設、経費及び補助率等は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日まで知事に提出しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳書（第1号様式の2）
- (2) 事業計画書（第1号様式の3）
- (3) 収支予算書（第1号様式の4）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる書類
 - ア 設計監理委託契約書の写し
 - イ 工事請負契約書の写し（契約を締結している場合に限る。）
 - ウ 工事費費目別内訳書又は設計書
 - エ 各室面積表
 - オ 配置図、平面図及び立面図
 - カ 物品購入契約書若しくは請書の写し又は見積書
 - キ 誓約書

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するに当たって、補助事業者について、当

該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容のうち次のもの又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

ア 整備区分の変更

イ 設置場所

ウ 建物の規模又は構造

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。また、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(5) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業を実施する者が、地方公共団体の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした事業費補助金調書（第3号様式）を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

イ 補助事業を実施する者が、地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円(補助事業者が地方公共団体の場合は50万円)以上の不動産又はその従物(以下「財産」という。)は、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号、以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(大蔵省令に定めのない財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(令和元年10月19日付け厚生労働省告示第151号。以下「処分制限期間告示」という。)に定められている処分制限期間)を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従つてその効率的な運用を図ること。
- (9) 財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、処分制限期間告示に定められている

処分制限期間)に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

- (10) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより県に納付させることがあること。
 - (11) 前条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合において、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
 - (12) 前条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合において、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したとき(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第4号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。この場合において、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。
 - (13) 補助事業を実施する者は、この助成金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。
 - (14) 前各号に規定するもののほか、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第7条 規則第9条の規定による状況報告は、補助事業遂行状況報告書(第6号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助金の交付決定のあった日の属する年度の12月末現在の状況について、翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 契約書又は見積書の写し
- (2) 状況写真
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業に着手し、又は補助事業が完了したときは、次の各号の区分に応じ、遅滞なく当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 着手した時
 - ア 補助事業着手届(第7号様式)
 - イ 契約書の写し
- (2) 完了した時
 - ア 補助事業完了届(第8号様式)
 - イ 完了確認検査調書

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書(第10号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 精算額算出内訳書(第10号様式の2)
- (2) 事業実績書(第10号様式の3)
- (3) 収支精算書(第10号様式の4)

(4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる書類

- ア 設計監理委託契約書の写し
- イ 工事請負契約書の写し
- ウ 委託業務完了届の写し
- エ 委託業務完了検査調書の写し
- オ 目的物引渡書の写し
- カ 工事完成通知の写し
- キ 建築基準法に基づく検査済証の写し
- ク 消防法に基づく検査済証の写し
- ケ その他法令等に基づく諸届、検査済証の写し
- コ 検査調書の写し
- サ 工事目的物引渡書の写し
- シ 支出済工事費費目別内訳書又は出来高設計書
- ス 各室面積表
- セ 配置図、平面図及び立面図
- ソ 完成写真
- タ 工事契約金額報告書（別紙）
- チ 物品購入契約書又は請書の写し
- ツ 検収調書の写し

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和2年4月1日）から施行し、令和2年度の予算に係る大分県医療療養病床転換助成事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

第 1 欄 補助対象病床	第 2 欄 補助対象施設
<p>申請時の初年度において使用許可を得ている次の①及び②に掲げる病床。ただし、介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 3 号の指定を受けた同法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下「介護療養病床」という。）から次の①及び②に掲げる病床へ一旦移行し、一定の期間を経ずして第 2 欄に掲げる施設に転換する①及び②の病床は除く。</p> <p>① 医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床（介護療養病床を除く）（以下「医療療養病床」という。）</p> <p>② 医療法第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）のうち、医療療養病床とともに同一病院または同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの。</p>	<p>① 介護医療院</p> <p>② ケアハウス</p> <p>③ 介護老人保健施設</p> <p>④ 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1 人当たりの居室の床面積が概ね 13 ㎡以上あるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第 3 段階以下の者でも利用可能な居室を確保しているものに限る。）</p> <p>⑤ 特別養護老人ホーム</p> <p>⑥ 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室</p> <p>⑦ 認知症高齢者グループホーム</p> <p>⑧ 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>⑨ 複合型サービス事業所</p> <p>⑩ 生活支援ハウス（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づくものに限る。）</p> <p>⑪ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条の規定により登録されている賃貸住宅</p>

別表 2

第1欄 整備区分	第2欄 1床当たりの基準単価	第3欄 基準額	第4欄 補助対象経費	第5欄 補助率	第6欄 補助金額
(1)改修:療養病床等を有する既存の病院等を本体の躯体に及ばない屋内改修(壁撤去等)で整備を伴うものであること	500千円	転換前の病床数に第2欄の基準単価を乗じて得た額(複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額)の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額	補助事業の対象となる法附則第4条に基づく病床の転換のための施設の改修、改築又は創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費(整備のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、及び設計監督料等)をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。	10/10	第1欄に掲げる整備区分ごとに、それぞれ第3欄に定める基準額と、第4欄に掲げる対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、最も少ない額を選定する(当該額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)
(2)改築:療養病床等を有する既存の病院等を取り壊して、新たに施設を整備すること。	1,200千円	転換前の病床数に第2欄の基準単価を乗じて得た額(複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額)の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額	補助事業の対象となる法附則第4条に基づく病床の転換のための施設の改修、改築又は創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費(整備のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、及び設計監督料等)をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。	10/10	第1欄に掲げる整備区分ごとに、それぞれ第3欄に定める基準額と、第4欄に掲げる対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、最も少ない額を選定する(当該額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)
(3)創設:療養病床等を有する既存の病院等を取り壊さず、新たに施設を整備すること。	1,000千円	転換前の病床数に第2欄の基準単価を乗じて得た額(複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額)の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額	補助事業の対象となる法附則第4条に基づく病床の転換のための施設の改修、改築又は創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費(整備のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、及び設計監督料等)をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。	10/10	第1欄に掲げる整備区分ごとに、それぞれ第3欄に定める基準額と、第4欄に掲げる対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、最も少ない額を選定する(当該額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)

備考 補助対象除外経費

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) その他事業に要する費用として適当とは認められないもの